第１表　　３三鷹第二小発第１２９号

令和4年　3月　３１日

三鷹市教育委員会　様

学園・学校名　にしみたか学園三鷹市立第二小学校
校 長 名　　高 嵜　　浩 三　　印

令和４年度　校内通級教室の教育課程について（届）

このことについて、学校教育法施行規則第１４０条の規定に基づき、校内通級教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

１　校内通級教室の教育目標

（1）指導開始時の目標の設定のもと、在籍学級での適応の向上を図る。

（2）集団生活や友達との関係の中で生じる様々な困難に対して、個別または少人数で指導することにより、情緒の安定を図り、自らの課題に主体的に向き合い、コミュニケーション能力やソーシャルスキルを身に付けさせる。

（3）学習等のつまずきとその背景を把握し、実態に応じて得意な認知能力を生かした学習スキルを身に付け学習参加への意欲を喚起する。

２　教育目標を達成するための基本方針

（1）児童の実態を的確に把握し、在籍校への適応と将来の自立を目指すために個別指導計画をもとに指導を展開し、評価を行う。

（2）一人一人の発達段階や実態に即して、個別指導や小集団指導を効果的に組み合わせてチームによる指導を行う。

（3）校内通級教室による支援を効果的に行うため、担任・保護者・巡回指導教員・専門家・関連機関との連携を密に行う。特に、担任、保護者、巡回指導教員とは日常から連携を図る。

（4）校内通級児童に対する周囲の理解を深め、児童が互いに認め合い、協力して学校生活を送ることができるようにする。

３　指導の重点

・周囲の状況や相手の気持ちを理解し、意思を適切に伝える方法を身に付けさせることにより、対人関係の改善を図る。

・集団のきまりを理解し、自分の感情や行動をその場に応じてコントロールできるように支援することで、集団生活への円滑な参加を図る。

・感覚・運動機能のバランスのよい向上と健康の増進を図る。

・基礎学力の向上のため、認知能力を生かした読み、書き等のスキルを身に付ける。

４　その他の配慮事項

・指導は、児童一人あたり週１～２単位時間を基本とする。

・１回の校内通級教室の指導は、児童の実態に応じて、小集団と個別指導とをできるだけ組み合わせ複数教員で指導する。

・家庭との連携を図るために、保護者会、連絡帳のやりとり、個人面談を行う。

・在籍学級担任面談、連絡帳、指導記録、支援者会議等を通して、在籍学級担任との連携を図る。

・専門家（言語聴覚士、音楽療法士、作業療法士、臨床発達心理士、医師等）との連携を図る。

・児童の実態を把握するために、拠点校や巡回校で授業観察及び授業支援を行う時間を設定する。

・校内通級教室への理解と連携を図るために、児童、教員、保護者の実態に合わせた集会や研修会、施設公開等を設定する。

・必要に応じて在籍学級教員の同席のもとでの保護者面談を行い、支援についての共通理解を促して対応する。

・巡回指導教員としての立場で校内委員会に同席し、児童の在籍学級での適応に関する助言を行う。

・三鷹市教育委員会総合教育相談室等の関連機関との連携を図る。